知っていますか？
自転車のルール

重要 自転車によくある違反行為と反則金額

携帯電話の使用等（保持）(12,000円)

携帯電話等で通話したり、表示画像を注視することは禁止されています！

一時不停止 (5,000円)

止まれ STOP の標識のある場所では必ず止まりましょう！

イヤホンの使用（周りの音が聞こえない状態）(5,000円)

骨伝導型イヤホンでも、大音量で周囲の音が聞こえないと違反です！

傘差し(5,000円)

ハンドルに傘を固定することも禁止されています。危険なのでやめましょう！

並進(3,000円)

自動車や歩行者を巻き込む事故になるおそれがあり危険です。一列で走行しましょう！

自転車の青切符制度とは

CAUTION

- ○ 一定の交通違反（反則行為）をした**16歳以上**の運転者が対象です。
- ○ 取締りを受けると「**青切符**」と反則金の納付書が交付されます。
- ○ 金融機関等に反則金を納めると刑事手続に移行せず前科はつきません。

（基本的には「**指導警告**」を行いますが、交通事故の原因になるような「**悪質・危険な違反**」は**青切符等により**検挙されることになります。）

青切符

青切符制度を悪用した詐欺に注意!!

青切符制度を悪用し、警察官を装って現金をだまし取る手口の「詐欺」が発生しています。

⚠ 警察官が その場で現金を受け取ることは絶対にありません。
⚠ 反則金は「金融機関等」で納めます。

危険性あれば免停も!

自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、運転免許の停止処分が行われることもあります。

石川県警察本部　交通企画課

重要 自転車の「通行場所と通行方法」

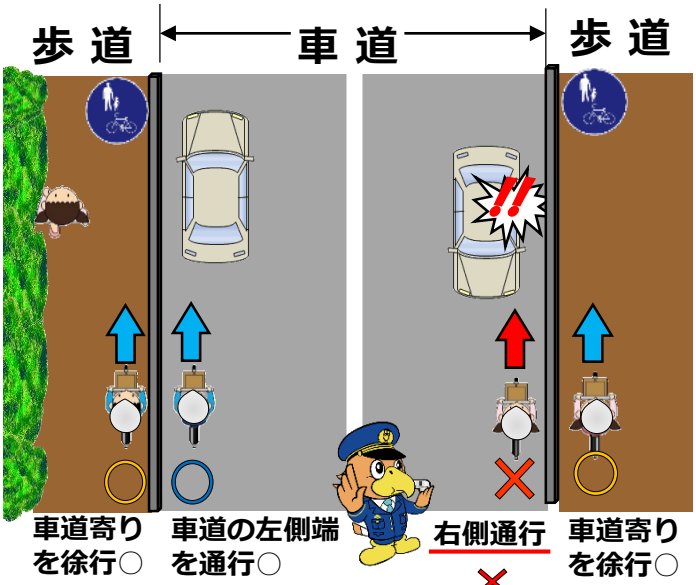

1　自転車は
車道が原則・左側を通行

2　**例外として**
歩道通行できる場合

① 道路標識等で歩道通行ができるとされているとき
② 自転車の運転者が13歳未満のこども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な人の場合
③ 歩道通行がやむを得ないと認められるとき※

※ 道路工事や駐車車両等で、車道の左側通行が難しい、交通量が多い、車道幅が狭いなど交通事故の危険があるとき

3　**歩道では「車道寄り」を徐行**
「すぐに止まれる速度」
※ 歩行者との安全な間隔が確保できない場合は、一時停止や自転車を押して歩く必要もあります。

自転車運転者講習制度

○ 14歳以上の方が※
自転車で一定の違反行為を
3年以内に2回以上 行うと
「自転車運転者講習」
の受講が命令されます。

○ 講習は、3時間で受講料が必要です。

※【違反行為(16項目)】

1 信号無視
2 通行禁止違反
3 歩行者用道路徐行違反
4 通行区分違反
5 路側帯通行方法違反
6 遮断踏切立入り
7 優先道路通行車妨害等
8 交差点優先車妨害
9 環状交差点通行車妨害等
10 指定場所一時不停止等
11 歩道徐行等義務違反
12 自転車制動装置不良
13 酒気帯び運転等
14 安全運転義務違反
15 携帯電話使用等
16 妨害運転

自転車も飲酒運転は禁止!

お酒を飲んで自転車を
運転することは違法です。
違反すると刑事処分の対象
となります。

飲酒運転をしない・させない・許さない